

## 【みんなねっと 精神保健福祉への提言(その2)】(南部)

引き続き、★誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現★の2) 精神障害にも対応した障害福祉サービスの提供について、説明します。(みんなねっとより増刊号として【精神保健医療福祉】が発行されましたので、それより引用しました)

- ③ 障害福祉支援区分の判定に、精神障がいにより反映させるように改善を求めます。居宅介護をはじめとする介護給付は、多くの場合、障害支援区分をもとに支給決定されます。しかし、障害支援区分の判定では、精神障がい特有の『意欲の低下』等の症状が適切に反映されておらず、身体障がいや知的障がいに比べ、精神障がいの支援区分が実際の生活状況より軽く判定されています。
- ④ 精神障がいの特性に配慮した障害福祉サービスの提供を求めます。居宅介護の給付では、身体障がいがある人に比べ、精神障がいのある人の支給量が少ないという実態が報告されています。こうした事実の背景には、障害福祉サービスに携わる行政担当者の精神障がいに対する理解と経験の不足があると考えられます。
- ⑤ レスパイト型のクライシスハウスの設置を求めます。今後、精神科病院が地域医療福祉精神保健を担うことになると予想されますが、本人の退院時での病状変化や日常生活の中での変調の兆しなどがあった時に、一時休息して回復できるようなレスパイト型のクライシスハウスを精神科病院が設置するときには委託方式も含め予算補助、融資について抜本的な優遇措置を図るようすることを求めます。

## 3) 家族相談員制度の制定

精神障がいに関しては、身体、知的障がいのように法律により市町村が委嘱している相談員制度がありません。早急に制度化すべきです。

精神疾患・精神障がい、これだけ多くの人にとって起こり得る時代になった今日、社会資源として、家族、ケアラーと本人と寄り添い、孤立を防ぐことにつながる家族相談員は必要不可欠になっています。現在の精神保健福祉法に定める、保健所等に置く専門の相談員については、家族への周知が不足しており、知ったとしても敷居が高く行けない、本当の精神障害の難しさを理解してもらいにくい、医療・福祉の知識が乏しい、地域でのフォローが繋がらない、職員が人事異動で変わると初めから説明しないといけない等々というのが現状です。(次号に続く)

\*\*\*\*\*



## 明石ともしび会よりお知らせ

相談窓口	日時・内容		場所	
こころやすらぐ ひろば (相談と居場所 です)	7月2日(日)	11時 ~15時	【昼食】鶏と大根の煮物、 きのこバター炒め、みそ汁 担当：山田、濱野	ふれあい作業所
	7月16日(日)		ギター演奏、【昼食】豚肉とピーマンの炒め物、サラダ、みそ汁 担当：濱野、山田	
こころの 相談窓口	7月10日(月) 7月24日(月)	10時~14時	担当：松田、岩永	明石市立 勤労福祉会館 「あすく」

「こころの相談窓口」ご相談がある方は当日お越しく下さい。(電話：090-1138-4777 岩永)

「こころやすらぐひろば」では、ネットでの相談もできます。メールアドレスは、

kokoro20218fureai@yahoo.co.jp です。(南部)